

サブスクリプション製品使用規約

サブスクリプション製品使用規約(以下「本規約」)は、お客様(個人/法人を問いません)と株式会社ゴードーソリューション(以下「弊社」)との契約であり、弊社は、弊社が提供する「対象製品とその説明資料等」(以下「対象製品等」)の使用権を本規約に基づきお客様に許諾します。対象製品等の全部あるいは一部をインストール、または使用することによって、お客様が本規約のすべてに同意いただいたものとします。本規約に同意いただけない場合、お客様は対象製品等を使用することはできません。

対象製品とは、次の製品を指します。

- Nazca Neo Verio
- Nazca Neo Linka
- ナスカ・プロ CAD plus
- ナスカ・プロ 2D plus
- ナスカ・プロ 2.5D plus
- ナスカ・プロ 投影計算 plus
- ナスカ・プロ 穴加工 plus
- ナスカ・プロ ミル加工指示書 plus
- ナスカ・プロ ワイヤー plus
- ナスカ・プロ 旋盤 plus
- ナスカ・プロ マルチ通信 plus

第1条 使用権の許諾

1. お客様が本規約の各条項を遵守することを条件として、対象製品等の非独占的かつ譲渡不能の使用権をお客様に許諾します。
2. 弊社は弊社が指定する機器とそのオペレーティングシステム(OS)のバージョンに限定して、対象製品の使用をお客様に許諾します。

第2条 使用権の有効期間

1. 使用権の開始日は、対象製品等の出荷日とします。
2. 使用権の終了日は、新規契約の場合は「サブスクリプション製品ライセンス証書」で定めた期日までとし、更新の場合は前有効期間終了日から原則1年後とします。ただし、前有効期間が複数年契約の場合、同じ年数後を使用権の終了日とします。
3. 対象製品等は、試用を目的として別途定めた期間で提供することがあります。
4. 対象製品が販売終了となった場合でも、お客様の使用権は有効期間を満了するまで有効とします。

第3条 使用権の有効期間の更新

1. 使用権の終了日 1か月前までにお客様から書面による更新解除の意思表示がない場合、有効期間は原則前有効期間と同じ期間自動的に延長されるものとし、以降も同様とします。
2. 対象製品の保守・サポートサービスが提供終了となった場合、使用権の有効期間は更新されません。

第4条 保守・サポートサービスの提供

1. 本規約に同意し使用権を許諾されたお客様に限り、保守・サポートサービスを提供します。
2. 保守・サポートサービスの内容は、「サブスクリプション製品保守・サポートサービス規定」にて定めます。

第5条 著作権等の権利の帰属と禁止事項

1. 対象製品等に関する一切の権利は、弊社に帰属します。
2. 弊社は対象製品等について、制限の解除と無効化、複製、編集、改変、解析、公開、放送、展示、頒布、譲渡、貸与、翻訳、翻案、送信、転載、記録、再許諾、権利の登録、出願等、弊社の権利を侵害する行為をお客様が行うことを禁止します。

第6条 責任および補償の範囲

- 弊社は、対象製品等が、お客様の保有する動作環境において、すべて正常に動作することを保証するものではありません。
- 弊社は、対象製品等の仕様を予告なしに変更することがあり、対象製品等の機能がお客様の特定の使用目的に適合することを保証するものではありません。
- 弊社は、対象製品等に契約不適合(対象製品等が本来の機能・品質を満たしていない)がないことを保証するものではありません。契約不適合がある場合には、対象製品等の補修、交換または代替措置等による合理的な努力します。
- 弊社は、対象製品等に起因する一切の損害について、直接的、間接的、予見できたか否かを問わず、賠償する責任は負いません。
- 弊社が補償する場合の範囲は、対象製品等の新規契約料金としてお客様が支払った金額を上限とします。

第7条 使用権の解除

- お客様は使用権の終了日 1か月前までに書面により更新解除の意思表示をすることで、翌年の使用権を解除することができます。有効期間中途の使用権については、お客様はお客様の事由によりそれを解除することはできません。
- 弊社は以下の場合に、弊社の判断に基づき契約を解除することができます。解除における料金の返金について、A号の場合は返金されませんが、B号の場合にはこの限りではありません。
 - お客様が本規約の条項のいずれかに違反した場合。
 - 弊社の事由により、対象製品等の提供が困難となる場合。
- 本契約の支払期日までにお客様から契約料金が支払われない場合、弊社はお客様に支払を催告します。以降も催告時に指定した期日までに契約料金が支払われない場合は、ただちに本契約を解除することができます。
- 使用権が解除された場合には、お客様はいかなる理由においても対象製品等を使用することはできません。お客様は、対象製品等の使用をただちに中止するとともに、お客様の占有または管理下にあるすべての対象製品等をすみやかに消去および破棄を行うものとします。

第8条 通知義務

- お客様は、以下のいずれかに該当する事実が生じたとき、またはそのおそれがあるときは、すみやかに弊社に通知しなければなりません。
 - 営業の譲渡・譲受または合併。
 - 契約申込書の記載内容に関わる重要な組織の変更(所在地、代表者、商号等)。
 - 第11条1項各号の事由。

第9条 契約の変更

- 弊社は以下の場合に、お客様に事前に通知することなく、かつお客様の同意を得ることなく、弊社の裁量により、本規約を変更することができます。
 - 本規約の変更が、お客様の一般の利益に適合するとき。
 - 本規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に関わる事情に照らして合理的なものであるとき。
- 弊社は第1項による本規約の変更にあたり、変更後の本規約の効力発生日2週間前までに、本規約を変更する旨および変更後の本規約の内容とその効力発生日を弊社ウェブサイトに掲載し、またはこれと同等の方法によってお客様に周知します。
- 変更後の本規約の効力発生日以降にお客様が対象製品等を使用した場合は、お客様は本規約の変更に同意したものとみなします。

第10条 協議事項

- 本規約に定めのない事項、または本規約の解釈について疑義が生じた場合は、お客様と弊社の間で信義誠実の原則にしたがって協

議のうえ解決します。

2. 本規約は日本法に準拠し、解釈されます。

第11条 その他

1. 弊社またはお客様に以下の事由が生じたときは、催告その他の手続きを要しないで、ただちに本規約を解除することができます。
 - A) 営業停止または営業許可取消等の処分を受けたとき。
 - B) 破産、民事再生手続き開始、会社整理もしくは会社更生の申し立てをなし、または第三者からこれらの申し立てを受けたとき。
 - C) 解散決議をしたとき。
 - D) 仮差押え、仮処分または強制執行を受けたとき。
 - E) 支払い停止もしくは支払い不能に陥ったとき、または相手方が振り出した手形または小切手の決済ができなかつたとき。
 - F) 災害その他により、本規約の履行を困難にする事由が生じたとき
2. 本規約に関する法令上の紛争については、お客様からの申し立てがない限り、弊社の本社所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

株式会社ゴードーソリューション